

特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令の一部を改正する省令案等に係る意見募集で寄せられた御意見について

- 意見募集期間：平成30年2月6日（火）～平成30年3月7日（水）
- 意見提出総数：1件（提出意見数は、意見提出者数としています。）

個人 1件

	意見提出者
1	個人

特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令の一部を改正する省令案等  
 に対して提出された意見及び総務省の考え方

※特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令の一部を改正する省令：設備等省令  
 特定通信・放送開発事業の実施に関する指針の一部を改正する件：実施指針

No.	該当箇所	案に対する意見 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	設備等省令及び実施指針	<p>&gt; (1) 意見公募要領                      必要があったので、意見公募要領についての意見を行う。(一応、改正案についての意見も行っている。)</p> <p>&gt; 1 概要                      &gt; 現在、国内のデータセンターの約 6 割が東京圏に集中しており、今後も東京圏において増加傾向にあります。今後、IoT の進展等によりトラヒックが急増し、東京圏のトラヒックがますます増加するおそれがあります。</p> <p>これについては理解する。ただ、大規模事業者は、サーバの冷却や土地代、人件費、あるいは天災等への対処を理由として、北海道や沖縄等にデータセンターを分散して配置している事が多いのではないかという認識である。なお、トラヒックの一極集中は、レイテンシについて考慮すると望ましい面が存在するのであるし、また人口比や事業者数について考慮すると、東京近辺にトラヒックが集まるのは自然であり、天災への対応を別とした場合、特段問題の無い事ではないかと考える。</p> <p>&gt; このように東京圏に集中しがちなデータやトラヒックの分散化を図るためには、地域にデータセンターを整備し、その地域内におけるデータの流通・活用を促進することが重要です。</p> <p>理由の提示が無いと考える。ただ「東京圏集中が嫌だ」というだけでは、改正は行うべきとはならない。それ以外の意義について述べられたい。でない、国民としても検討を行うのが困難になる。なお、関東圏以外へのデータセンター配置については上のおりである。大規模事業者は、概ねデータセンターを分散して配置しているかと考える。</p> <p>&gt; このため、総務省では特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令(平成 28 年総務省令第 64 号)及び特定通信・放送開発事業の実施に関する指針(平成 28 年総務省告示第 244 号)について所要の改正を行うこととしました。改正概要については別紙 1 のとおりです。</p>	<p>本案は、現在約 6 割のデータセンターが東京圏に集中しており今後も同地域のトラヒックが増加するおそれのある中、地域のデータの地域内における流通を促すことにより、東京圏において天災等の大規模災害が発生した際の情報通信の耐災害性強化等を目的としたものであり、適切なものであると考えます。</p> <p>また本案は、地域にデータセンターを整備して地域内でのデータ流通を促すものであり、その目的から対象地域は特定道府県に限っておりません。</p> <p>その他いただいたご意見は、今後の行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。</p>	なし

		<p>改正の理由についての提示の瑕疵については上のおりであるが、実際の内容についても、説明された事との関係があまり自明でない。</p> <p>隣接都道府県云々という事について言うと、これは、場合により小中華主義的状況（要するに、例えば大阪等による近隣都道府県事業の吸い上げと小中華化）を発生させる可能性があるのではないかと考える。（なお、各種の通信は、基本としては都道府県単位で一旦まとめられるのが地方自治上も適切である、というのが当方の考えである。改正については、LG-WAN についても関係してこれに反する実態を生みだしかねないのではないかと思われる印象を受けたのであるが（大阪府が周辺地方公共団体の全てを扱う、といった事態が発生しかねない等）、それを狙ったものなのであれば、反対としかならない。（総務省の中にも地方自治や電気通信事業を乱したい者がいるであろうが、本意見募集内容については、その内容の不適切さ・不自然さから、その様な者の意図によってのものではないかという危惧を持った。））</p> <p>意義についての説明が不十分でもあるし、改正について賛成を行えない。</p> <p>というわけで、基本としては賛成を行えないのであるが、しかしとにかく意見募集における改正の意義説明が明らかに不十分である。</p> <p>総務省は、再度、今度はその説明を適切に行った上で、意見募集を行い直されたい。【個人】</p>		
--	--	---	--	--